

# 茨城県央環境衛生組合情報公開条例

令和6年4月1日

条例第6号

## (目的)

第1条 この条例は、情報の公開を求める住民（笠間市及び茨城町の区域内に住所を有する者をいう。以下同じ。）の権利を明らかにするとともに、住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と茨城県央環境衛生組合（以下「組合」という。）との信頼関係を深め、組合行政への参加を推進し、もって住民主体の組合行政を実現することを目的とする。

## (情報公開)

第2条 組合の情報公開に関する事項については、茨城町情報公開条例（平成12年茨城町条例第8号）に規定する情報公開に関する事項の例による。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。